償還払いと受領委任払いの流れ

|  |  |
| --- | --- |
| 償還払い（現行） | 受領委任払い |
| ①購入  申請者が販売事業者から福祉用具を購入  （被保険者は購入費の全額を支払い）  ②町へ申請  　・申請書  　・理由書  　・見積書（特注の場合）  　・カタログ等の写し  ③支給決定  町は申請内容を確認し、申請者に支給決定通知書を送付し、支給決定額（給付分）を申請者に振り込む | ①事前申請  ・受領委任払適用承認申請書  　・申請書  　・理由書  　・見積書  　・カタログ等の写し  ※事前申請チェック票も併せて提出  ②対象確認  　町が、認定状況、生保、滞納、年度内購入歴を確認  ③事前申請承認通知  　①をもとに審査の上、町から申請者あて受領委任払承認通知を送付  ④購入  申請者が販売事業者から福祉用具を購入  （申請者は購入費の自己負担分のみ支払い）  ⑤町へ領収書の提出  町は領収証の写しを受け取る  ⑥支給決定  町は申請内容を確認し、申請者に支給決定通知書を送付する。販売事業者に振込金額のお知らせを送付し、支給決定額（給付分）を振り込む |